

令和8年度

## 特定有人国境離島地域社会維持推進交付金

- 雇用機会拡充支援事業 -

### 第2回公募要領

#### 特定有人国境離島

利尻・礼文  
奥尻島  
佐渡  
舩倉島  
伊豆諸島南部地域  
隠岐諸島  
見島  
対馬  
壱岐島  
五島列島  
甌島列島  
三島  
種子島  
屋久島  
吐噶喇列島

**特定有人国境離島とは？**  
日本の領海などにおける海洋活動の  
保全のため、特に重要であるとされる  
国境にあたる71の離島のこと

特定有人国境離島地域\*における民間事業者等の雇用拡大に伴う、創業・事業拡大等に必要な設備資金や運転資金を支援します。

令和8年6月 長崎県五島市

## 目 次

1. 事業目的	1
2. 募集期間	1
3. 補助対象者	1
4. 事業の実施要件	2
5. 雇用に関する要件	3
6. 事業計画期間	5
7. 補助対象経費	6
8. 補助対象事業費の上限額	6
9. 事業計画書の作成	7
10. 審査選定	8
11. 事業実績報告書の作成	10
12. 特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金	10
13. 応募手続き	10
14. 採択後	11
15. その他	11
16. 公募スケジュール	12
別表 雇用機会拡充支援事業の対象経費	13
提出書類	15
様式第1号 雇用機会拡充支援事業計画採択申請書	20
様式第2号 雇用機会拡充支援事業計画書記載例	21
様式第3号 雇用機会拡充支援事業収支予算書	33
追加様式 補助対象外事業費内訳	34
追加様式 雇用予定調査書	35
追加様式 事業実施予定地の位置図	36
別紙様式2 暴力団等排除に関する誓約書	37
追加様式 申請にかかる補足資料	39

## 1. 事業目的

雇用機会拡充支援事業は、特定有人国境離島地域※における持続的な居住が可能となる環境の整備を図ることを目的として、雇用増を伴う創業又は事業拡大を行う民間事業者等に対してその事業資金の一部を補助することにより、特定有人国境離島地域における雇用機会の拡充を図ろうとするものです。

※ 特定有人国境離島地域とは、有人国境離島地域のうち、継続的な居住が可能となる環境の整備を図ることがその地域社会を維持する上で特に必要と認められる離島であり、全国で71の離島が指定されています。

## 2. 募集期間

令和8年6月1日(月)～7月10日(金)17時

※ 申請書類の必着期日になりますのでご注意ください。

※ 事業計画作成にかかる個別相談会を開催します。

**応募を希望する方は、事前に必ず個別相談を受けてください。**

### ◎事前個別相談

日	程：令和8年6月1日(月)～7月3日(金)
場	所：五島市役所 商工雇用政策課
料	金：無料

※事前に電話予約が必要です。

申込先：五島市商工雇用政策課 電話 0959-72-7862

## 3. 補助対象者

事業実施者は、対価を得て事業を営む個人又は法人であって、次の各号のいずれかに該当するものとします。

- ① 五島市内において創業する者（事業を承継する者を含む。）
- ② 五島市内の事業所において事業拡大を行う者
- ③ 主として五島市内の商品、サービス等の販売を目的として五島市以外の地域において創業する者

雇用機会拡充支援事業の実施者は、公序良俗に問題のある業種を除き、業種による制限はありません。但し、訴訟や法令順守上の問題を抱える者でなく、公的資金の交付先として、社会通念上適切と認められる者である必要があります。

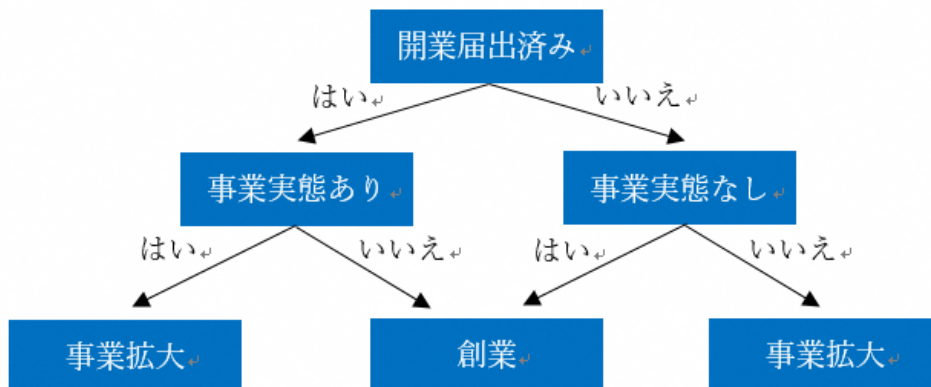
## 創業とは、

- ・ 個人開業若しくは会社等を設立し、新たに事業を開始すること（新規創業）  
※事業計画期間中に「開業届」の提出がなされたことをもって、新規創業を確認します。
- ・ 既に事業を営んでいる者から事業を引き継ぎ、新たに事業を開始すること（事業承継による創業）※設備投資等を行って付加価値を向上させることが必要

## 事業拡大とは、

- ・ 既に事業を営んでいる者が、生産能力の拡大、商品・サービスの付加価値向上等を図るために雇用拡大、設備投資等を行うこと。  
※市内に事業所を有しない事業者が市内において事業拡大を行う場合、五島市税務課へ法人市民税の申告が必要なケースがあります。  
※上記に該当する場合は、事業所開設の確認に、税務課へ提出した「法人の事務所・事業所等の開設申告書」の写しを提出いただきます。

### 【申請区分の確認について】



※事業実態とは、既に売買等の取引（営業活動等）を行った実績があることを示します。

※開業の登記を済ませていても、事業実態が全く無い場合は創業として申請することが可能です。

※事業実態が1年未満の事業拡大の場合、既存事業の状況が確認できないため審査において評価が劣後します。また、既存事業と新規事業（新たに雇用を生み出す事業）の区別は明確に説明いただく必要があります。

## 4. 事業の実施要件

雇用機会拡充支援事業を実施する者は、以下の要件を満たす必要があります。

- ① **雇用創出効果が見込まれる創業又は事業拡大**であること。具体的には、それぞれの場合に応じて、以下の要件を満たすことが必要です。

- (ア) 創業の場合、補助金等による助成終了後においても雇用が継続又は拡大する成長性が見込まれる
- (イ) 事業拡大の場合、売上高の増加又は付加価値額（営業利益、人件費及び減価償却費の合計額をいう。以下同じ。）の増加を伴う事業拡大であって、計画期間内にその事業拡大のために新たに従業員を雇用し、補助金等による助成終了後においても雇用が継続又は拡大すると見込まれる
- (ウ) 五島市以外の地域において創業する場合、計画期間内に当該事業者と直接取引のある五島市の産品、サービスの生産者等の売上高の増加又は付加価値額の増加及び従業員の新たな雇用に寄与し、補助金等による助成終了後においても雇用が継続又は拡大すると見込まれる
- ② 本事業終了後に売上高の増加又は付加価値額の増加が図られる蓋然性が高い事業性を有するものであること。
- ③ 創業又は事業拡大に要する事業資金について、自己資金又は金融機関からの資金調達が十分に見込まれること。

**（留意事項）**

- ・ ビジネスベースで成立する事業に対して補助を行うものであり、交付金を充当してどのように対価を得て事業を営むか（ビジネスモデル）が不明確な単なる施設改修、設備費等は対象外となります。地方公共団体が実施すべき事業や、行政からの補助金、助成金、業務委託等によって業務を行う事業は対象外です。
- ・ 交付決定日以降の創業又は事業拡大が交付対象事業となります。
- ・ 同一の事業者が複数の申請をすることはできません。（別事業について次年度以降に申請することは可能です。）
- ・ 過去（過年度）、交付決定を受けた場合でも別事業で申請することは可能です。ただし、現在の国境離島地域内における従業員数が過去の事業完了時点での従業員数より減少している場合は申請できない場合があります。

## 5. 雇用に関する要件

雇用機会拡充支援事業は、五島市における雇用増を伴う創業又は事業拡大を行う事業者への支援を行うものです。雇用に関する要件については、以下のとおりです。

なお、補助金による助成終了後も、雇用が継続しているかどうか確認するため、賃金台帳の確認、雇用保険加入の状況の確認、従業員の連絡先の把握等により、モニタリングを行います。

- ① 計画期間中に一週間の所定労働時間が20時間以上の従業員を新たに雇用<sup>※</sup>し、計画期間終了後もその雇用を継続して頂く必要があります。(所定労働時間が週20時間以上の常用雇用者<sup>※</sup>を雇用人数の最小単位として計算してください。これ未満の雇用者は、1名とカウントしません。)   
※常用雇用とは、事業所に常時雇用されている人をいいます。期間を定めずに雇用されている人又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人をいいます。
- ② 五島市に居住して創業する場合には、自らを「雇用」とみなすことができます。
- ③ 冬季間に閉業する宿泊施設など季節要因等による閉業期間がある場合には、その期間は雇用を継続すべき期間から除くことができます。
- ④ 交付決定日より前に雇用した従業員は、「新たに雇用した者」には該当しません。※現在、一週間の所定労働時間が20時間未満で雇用している従業員を、事業開始後に20時間以上の勤務とした雇用契約を締結する場合は、新たな雇用に該当します。
- ⑤ 雇用した者が退職、解雇等となった場合については、速やかに別の者を雇用する必要があります。
- ⑥ 雇用機会拡充支援事業は、地域社会を維持することを目的としていますので、事業期間終了後も継続して雇用することが求められます。事業終了後に、雇用した者を直ちに解雇、雇い止め等するような計画にあつては、雇用機会拡充事業の対象となりませんのでご注意ください。
- ⑦ 新たに雇用する従業員が新規学校卒業者であり、卒業を待たなければならないなどの理由により計画期間内に雇用を開始することができない場合、採用の決定が計画期間内に行われていれば、実際に雇用を開始する日が計画期間の終了後であっても、計画期間内に雇用したものとみなすことができます。ただし、雇用したものとしてみなすことができるのは、実際に雇用を開始する日が計画期間終了後概ね1か月以内のものに限ります。
- ⑧ 「長崎県誰もが働きやすい職場づくり実践企業認証制度(Nぴか)」の認証を目指すなど、良質な雇用環境整備を目標とした雇用機会の創出を目指すこと。具体的には、仕事と育児・家庭の両立、働き方改革、女性の活躍推進・男女共同参画の推進など。
- ⑨ 雇用予定調書に「目途あり」と記載していながら、記載時期に雇用ができない場合は理由書を提出する必要があります。「雇用の目途が立っていなかった」ことが明確となった場合、交付決定を取り消すことがあります。

## 6. 事業計画期間

雇用機会拡充支援事業の事業計画期間は、交付決定日から約1年間です。補助金交付を受ける期間を1年間とする事業計画（様式第2号）を提出ください。

ただし、五島市では、以下の類型に該当する事業を実施しようとする者については、地域社会維持にとって特に重要であると認めることから、**最長で5年間の計画期間での事業計画の申請を受け付けることとしています。**なお、**複数年の事業計画申請が受け付けられた場合であっても、採択の可否は年度ごとに判断することとなりますのでご注意ください。**

※ 五島市が特に重要であると認める事業は以下のとおりです。

- ① 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する基本的な方針の記載内容（島と国内外との間で人が交流し、モノ・カネの対流と島内経済の拡大を生み出すような事業。例：島の製品のブランド化・販路拡大・付加価値向上、地域商社機能の創出、島全体の人材確保・派遣機能の創出、宿泊施設の魅力向上・協業化、シェアリングエコノミーの導入、DMO機能の創出、外国人旅行客の呼び込み等）に合致する事業。
- ② 島内の経済及び雇用を特に拡大させる効果がある事業または「五島市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略」が目指す方向性に合致し、数値目標、KPIの達成に大きく寄与すると認められる事業。

※ 五島市が特に重要であると認めるにあたり、**事業計画期間中に新たに4人以上の新規雇用を創出することは必須の要件**です。

**※複数年申請の場合、2年目以降の補助金申請において、事業実施者による事業が次に掲げる事由に該当する場合には、補助金の交付ができません。**

- ・ 事業開始日が属する年度における当該事業による収入額（補助金等収入を除く。）が必要経費（売上原価、販売費、一般管理費その他税務上必要経費と算入できる経費をいう。）を上回って黒字となる場合
- ・ 申請日における市内事業所全体の雇用者数が、申請日が属する年度の補助金交付決定日の前日の雇用者数を下回っている。
- ・ 毎年度行う審査会で採択されなかった場合

**また、国の交付金事業が終了した場合には、受け付けた事業計画期間に関わらず、以降の補助金交付はできません。**

※ 平成29年度から開始された特定国境離島地域社会維持推進交付金は10年間（令和8年度）までの時限立法となります。

## 7. 補助対象経費

**補助対象期間：令和8年10月1日～令和9年3月20日**

雇用機会拡充支援事業の補助対象経費は、別表（P13～15）のとおりです。補助対象経費は、事業に使用したものとして明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額が確認できるものに限ります。また、支出を行うに当たっては、以下に留意してください。

- ① 事業を実施する上で必要不可欠なものに限定してください。
- ② 交付決定日より前に契約や支出した経費は、補助対象経費に含めることはできません。
- ③ 単なる老朽化した施設や設備の更新等は対象となりません。
- ④ 不動産、自家用車その他の個人・法人の資産形成につながるもの及びパソコン、電話、FAX、タブレットその他の汎用性が高く、事業に直接必要かどうか判別が不明確な物品は対象となりません。

※原則、車両は対象外ですが、特に事業に必要として認められる場合は、運転日誌など、当該車両が本事業にのみ使用されていることを証する書類が必要です。その場合、車両本体及び本事業に必要なオプション代のみが対象となります。

- ⑤ 短期間しか使用しないもの等、レンタル等で対応する方が合理的であると考えられるものは設備の設置・購入ではなく、リース・レンタルで対応してください。
- ⑥ 国や地方公共団体等の他の補助事業により補助対象となっている経費については対象となりません。
- ⑦ 消費税の課税事業者について、補助対象経費の消費税分は補助対象外となります。ただし、免税事業者は、この限りではありません。

※申請時点で消費税非課税事業者であり消費税を補助対象とした場合でも、補助対象事業年度の期間が属する申請者の事業年度（個人事業者は1月～12月、法人の場合は決算期）に消費税課税事業者となった場合は、消費税分について返還が発生しますので、ご注意ください。

## 8. 補助対象事業費の上限額

補助対象となる事業費は、次表のとおりとなります。

事業実施者は、補助対象事業費の4分の1以上の額（下表の括弧内の額）を自己負担する必要がありますので、ご注意ください。

区 分	補助対象事業費の上限額	補助金の上限額
創 業	600 万円 (150 万円)	450 万円
事業拡大 (設備投資を伴うもの)	1,600 万円 (400 万円)	1,200 万円
事業拡大 (その他)	1,200 万円 (300 万円)	900 万円

※設備投資を伴うものとは、設備費若しくは改修費又はこれらに係る減価償却費を補助対象とするものをいう。

※複数年度事業計画に係る事業において、「事業拡大 (設備投資を伴うもの)」の区分で申請できるのは、事業計画期間中のいずれか 1 年度に限る。

※補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

## 9. 事業計画書の作成

事業実施者は、五島市雇用機会拡充支援事業計画書 (様式第 2 号) に事業内容や資金計画などを記載するとともに、以下の内容について記載して提出してください。

### (1) 業績評価指標の設定

本事業では、事業の効果を測り、早期の自立化を促す観点から、補助金交付決定後 3 年後まで (これより長い計画期間で事業を実施する事業については、計画期間の終期まで) 以下のいずれかの項目を業績評価指標として設定の上、成果目標を定めて計画を作成して頂きます。

- ① 付加価値額 (営業利益、人件費、減価償却費の合計額)
- ② 経常利益 (営業利益及び営業外利益の和から営業外費用を控除したもの)
- ③ 売上高

### (2) 長崎県計画との整合

長崎県では、特定有人国境離島地域における地域社会の維持を目的として、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法 (平成 28 年法律第 33 号) 第 4 条に規定する国の基本方針に基づき、同法第 10 条に規定する長崎県計画を策定しています。この計画には、地域における雇用機会の拡充を図るための施策について記載されますので、申請する事業内容について計画と整合する部分について、事業計画書に記載する必要があります。長崎県計画については、市ホームページに掲載しています。

※採択後は、ここで作成した事業計画に基づき事業を遂行いただくこととなりますので、正確な事業計画の策定を心がけてください。

**重要！採択後の事業計画の変更は原則認められません。**

## 10. 審査選定

応募者からの事業計画等の提出書類（P15）の申請を受けて、「4. 事業の実施要件（P2～3）」「5. 雇用に関する要件（P3～4）」に関する適合性について書面審査を行ったうえで、五島市において審査委員会を開催し、雇用創出効果が高く、かつ、事業性、成長性、継続性が見込まれるかどうかを審査し、最終的に、市長が事業採択を行います。審査は、以下の観点から審査を行い、採択の可否を書面で通知します。

### ① 雇用創出効果

事業計画に記載された雇用が確実に確保される見込みがあるとともに、事業計画期間終了後も、継続して雇用がなされ、さらに拡大していく見込みがあること。

また、事業実施に必要な人員の確保に目途が立っていること。

3人以上の常用雇用がなされる事業を優先的に採択することとしますが、3人未満であっても、地域性（地域の歴史、文化等に根差しており、哲学、ストーリーが語り得る可能性がある等）があるようなものについても採択します。

事業内容に適正な雇用計画を立ててください。

### ② 事業性、成長性、継続性の判断

(ア) ターゲットとする顧客や市場が明確で、商品、サービス、又はそれらの提供方法に対するニーズを的確に捉えており、事業全体の収益性の見通しについて、より妥当性・信頼性があること。

(イ) 商品やサービスのコンセプト及びその具体化までの手法やプロセスが明確となっていること。事業実施に必要な人員の確保に目途が立っていること。販売先等の事業パートナーが明確になっていること。

(ウ) 補助金による助成期間終了後も事業が継続され、売上高、付加価値額、経常利益が増加していく蓋然性が高いこと。補助金による経費負担がなくなると、事業継続や生産能力の維持ができないような事業ではないこと。

### ③ 雇用機会拡充事業の趣旨への合致

審査に当たっては、本事業の趣旨に合致するような事業であるかどうかについて、以下に掲げる基準を踏まえて行います。

#### (ア) 島外の需要を取り込み、島内の経済及び雇用を拡大させる事業であること

(代表的な例：島を代表する産品及び観光のブランド化、販路拡大、付加価値向上、流通効率化を図るものなど、主に島外の顧客を対象にして商品又はサービスを提供するもの)

#### (イ) 離島であることによって生じている島内の生活や産業にとって必要不可欠な商品又はサービスの提供を受けることに関する条件不利性を改善する事業(本基準に該当することを「選定基準イ説明資料書」により説明していただく必要があります。)

#### (ウ) 五島市以外の地域から事業所を移転して行う事業、五島市以外の地域から移住して創業する事業など、島への転入者数の増加に直接的に効果があることが明確な事業であること

#### (エ) 島外から人材を一元的に募集・確保して島内で不足する働き手として活用したり、業種ごとの繁閑期に応じてマルチワーカーとして働けるような環境を創出したりする等、島内に働き手を呼び込み、又は安定的な雇用を創出する効果があるもの

#### (オ) 宿泊施設、飲食店等において、施設の多言語対応、無料公衆無線 LAN (Wi-Fi) 整備、外国人向けメニュー開発を行うなど、訪日外国人旅行者の受入環境整備を伴う事業

### 《留意事項》

事業の採択に当たっては上記の審査基準に加え、雇用機会拡充事業の趣旨に合致しない以下のような事業については採択しないこととしておりますので、申請に当たってはご注意ください。

#### (ア) これまでの事業で支出していた経費の肩代わり、単なる老朽化設備・施設の更新・改修費、元々採用が予定されていた者の人件費など、創業・事業拡大と支出経費の因果関係が明確に説明できない経費が計上されている事業

#### (イ) 島内の同業他社との差別化を図ることが難しい商品又はサービスに係る事業であって、その者のみを支援すると同業他社との競争関係を歪めかねないもの

#### (ウ) 短期的な需要や官公需を当て込んだ事業

(エ) どのように対価を得て事業を営むか不明確な事業、行政からの補助金、助成金、業務委託等によって業務を行う事業

(オ) 他の補助金で実施した方が明らかに適切であると思われる事業

#### ④ 資金調達の見込み

事業を進めるにあたっては、必要な事業資金が確保されている必要があります。自己資金相当額に加えて、補助金が交付されるまでの事業資金についても十分に調達が見込まれていることが必要です。(※雇用機会拡充支援事業に採択された場合、補助金が実際に支払われるのは、設備等の設置を確認した後の精算払いになります。)

事業計画書の「4-1. 事業計画に係る資金計画」(P. 26)中、<補助金交付までの手当>については確実に記載してください。

### 1 1. 事業実績報告書の作成

採択された事業実施者は、事業実施期間(複数年度事業については、最終年度)の翌年度から3年間の事業実施状況について事業実績報告内訳書に記載し、報告する必要があります。

### 1 2. 特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給金

国(内閣府)では、本補助金と併せて、別途、特定有人国境離島地域事業活動支援利子補給事業を実施しており、指定金融機関から無利子(低利)融資(最長5年間(元金据え置きあり)、融資上限額7,200万円)が受けられる可能性があります。五島市内で本制度を活用できる金融機関は、以下のとおりですので、ご利用を検討される方はお問い合わせください。

- ・(株)十八親和銀行
- ・ごとう農業協同組合
- ・福江信用組合

### 1 3. 応募手続き

雇用機会拡充支援事業の申請書類や手続きは以下のとおりです。

#### (1) 提出書類

- ・P15【提出書類】を参照ください。
- ・様式については、五島市ホームページまるごとように掲載しています。

[まるごと雇用機会拡充事業](#) [検索](#)

※提出物については、返却できませんので、予めご了承ください。

## (2) 提出方法

- ①申請書類に添付する書類の用紙サイズはA4で統一すること。(見積書などA4でないものはA4の用紙にコピーして提出すること。)
- ②申請書類はデータ化するので、片面印刷し提出すること。(両面印刷不可)
- ③審査委員会資料は白黒印刷したものとするため、白黒にしてもわかりやすい資料とすること。
- ④文字のサイズが小さすぎることを無きよう留意すること。
- ⑤申請資料はクリップ止めで提出すること。(インデックス等も不要)
- ⑥データで提出を求めているものは、CD-ROMに保存したものを提出すること。

## 14. 採択後

- ・採択後、当補助金の活用にあたっての留意点について、採択事業者説明会を開催します。必ず参加ください。
  - ・採択後の事務処理について、実績報告の際に証拠書類が必ず必要になります。詳細は採択後に配付する「事務処理手引」をご覧ください。
- ※見積書に関しては、審査会用に提出したものとは別に交付決定日以降(令和8年10月1日予定)に新たに徴取する必要があります。
- ・採択後の事業実施の状況確認や事業年度終了後の確認指導等については、市だけでなく、市が委託した専門家等により実施される場合があります。

## 15. その他

- ・採択された場合、申請者名とその事業内容等(個人情報を除く)については、HPで公表することがあります。
- ・受付締切後、審査委員会に先立ち、事業計画作成指導の受託事業者から、申請者へ連絡及び計画書に係る助言(記載不備等)があります。
- ・急ぎの連絡等について、電子メールを利用しております。可能な限り、電子メールでのやりとりができるよう、環境整備をお願いいたします。

## ○問い合わせ先及び提出先

五島市産業振興部商工雇用政策課(雇用・起業促進班)

電話番号: 0959-72-7862(直通)      F A X : 0959-74-1994(代表)

メールアドレス: shoukou@city.goto.lg.jp

## 16. 公募スケジュール

事業計画の募集から事業開始までの流れ

時 期	五 島 市	事 業 者
令和8年6月1日(月)	事業計画公募開始	
6月1日(月) ~7月3日(金)	個別相談	
	←	事業計画等の提出
7月10日(金)	募集〆切	
7月中旬~7月下旬	専門家による計画書作成指導	
8月18日(火) ~19日(水)予定	審査委員会開催 ←	事業内容プレゼン
9月下旬	事業者の決定(採択結果通知)	
10月1日	交付決定 ←	交付申請
		事業開始
~	進捗確認・実地検査 →	↓
		事業完了
令和9年3月20日	実績報告内容検査 ←	事業実績報告書提出
令和9年3月下旬	額の確定通知	
令和9年3月末頃	補助金支払 ←	補助金請求

別表 雇用機会拡充支援事業の対象経費

対象経費	経費内容
<p>設備費、システム費又はこれに係る減価償却費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 創業又は事業拡大に必要な機械、装置、器具、備品その他の設備の設置・購入費、リース・レンタル費（設置、据付工事を含む）</li> <li>・ 創業又は事業拡大に必要なソフトウェア・情報システムの購入・構築、借用・利用に要する経費</li> <li>・ 上記設備を格納する簡易な倉庫、納屋等の工事費</li> <li>・ 上記設備導入に伴って必要となる解体・処分費用</li> <li>・ 設備導入に係る減価償却費</li> </ul> <p>※中古品については、価格設定の適正性が明確なものに限る。</p> <p>※使途・必要性が明確でない経費は対象外</p> <p><b>※単価が税込み1万円未満の物品は対象外</b></p>
<p>改修費又はこれに係る減価償却費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 創業又は事業拡大に供する建物及び建物附属設備の改修費（増築及び改築を含む。事業所と住居等とが明確に分かれているものに限る。）又は減価償却費</li> <li>・ 創業又は事業拡大に伴い五島市内で新たに雇用する従業員の居住の用に供する建物及び建物附属設備の改修費（増築及び改築を含む。代表者、役員（創業者、雇用主等をいう。以下この表において同じ。）及びその親族（3親等以内の親族をいう。）が居住の用に供する場合を除く。）又は減価償却費</li> </ul> <p>※土地・建物（中古含む）の取得及び使途・必要性が明確でない経費は対象外</p>
<p>広告宣伝費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広告掲載費、ホームページ、パンフレット、DM製作・配布・郵送費</li> <li>・ 商品の販路拡大、プロモーション、マーケティング等の販売促進費（調査費、出店料、外注費、専門家等への謝金、旅費等）</li> <li>・ 創業又は事業拡大のために新たに雇用する従業員の求人・選考に係る費用（求人広告の掲載、求職者向けのセミナー・会社説明会への出展費用、事業者が負担した被選考者の交通費及び宿泊費等）</li> </ul>

店舗等借入費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 創業又は事業拡大のために新たに借り入れする場合の事務所・事業所の賃料、店舗（物販店舗、飲食店等）のテナント料（店舗と住居等が明確に分かれているものに限る。）</li> </ul>
人件費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 創業又は事業拡大に必要な従業員の給与、賃金（事業拡大の場合には、新たに雇用する者に係るものに限る。）</li> <li>・ 創業・事業拡大に伴って新たに雇用するパート・アルバイトの賃金（事業拡大の場合には、事業拡大に伴って新たに雇用する者に限る。）</li> <li>・ 給与・賃金は1人あたり常勤雇用の場合は、月額40万円、非常勤雇用の場合は、月額25万円、パート・アルバイトは日額1万円/人を上限とする。</li> </ul> <p>※代表者、役員（創業者、雇用主等）及びその親族（生計を一にする三親等以内）に対する人件費は対象となりません。</p>
研究開発費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商品又はサービスの研究開発に係る経費（市場調査費、試作品の製作費、委託・外注費、専門家等へ謝金、旅費等）</li> </ul>
市外からの事業所・雇用従業員の移転費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 離島外から離島への事業所・雇用従業員の移転・引越し経費、従前の事業所の原状回復費その他移転にかかる諸経費</li> </ul>
従業員の教育訓練経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従業員（創業の場合、本人も含む）の資格取得（小型船舶免許、クレーン技師等の離島で取得できないもの）・研修・講習受講にかかる経費（創業又は事業拡大に直接必要なものに限る。）</li> </ul> <p>※求職者の人材育成にかかる経費や、創業・事業拡大に伴わない教育訓練費は対象になりません。</p>
感染防止対策費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナウイルス感染症その他の感染症に係る感染症防止対策に必要な経費</li> </ul> <p>※消毒費用（消毒作業の外注費、消毒液・アルコール液の購入費）、マスク費用（マスク・ゴーグル・フェイスシールド・ヘアネットの購入費）、清掃費用（清掃作業の外注費、手袋・ゴミ袋・石けん・洗剤・漂白剤の購入費）、飛沫対策費用（アクリル板・透明ビニールシート・防護スクリーン・フロアマーカの購入費・施工費）、その他衛生管理費用（クリーニング外注費、トイレ用ペーパータオル</p>

	ル・使い捨てアメニティ用品の購入費、従業員指導等のための専門家活用費、体温計・コイントレー・携帯型アルコール検知器の購入費)、PR費用(ポスター・チラシの外注・印刷費(従業員又は顧客に感染防止を呼びかけるものに限る))等が対象となります。
--	---

【提出書類】 ※「紙」と「データ」に○があるものは両方の提出が必須です。

必ず提出する書類 ※(原本)と記載のないものについては、コピーでも可。

提出書類	紙	データ
雇用機会拡充支援事業計画採択申請書(様式第1号)(原本)	○	—
雇用機会拡充支援事業計画書(様式第2号)	○	○
雇用機会拡充支援事業収支予算書(様式第3号)	○	○
雇用予定調査書	○	○
事業実施予定地の位置図	○	○
暴力団等排除に関する誓約書(別紙様式2)	○	○
補助対象経費に係る見積書等	○	—
改修する箇所の状況が確認できる写真 ※改修費を補助対象経費とする場合	○	—
市税の滞納のない証明書(原本)	○	—

申請区分に応じて必ず提出する書類

申請区分	提出書類	紙	データ
創業	住民票(原本)	○	—
事業拡大 (個人事業主)	住民票(原本)	○	—
	直近2カ年の確定申告書一式(写し) ※税務署受付印のあるもの。 ただし、電子申告の場合は、申告書控え一式	○	—
事業拡大 (法人)	定款(押印のあるもの)	○	—
	履歴事項全部証明書(原本)	○	—
	直近2カ年の決算報告書(貸借対照表、損益計算書)	○	—
	直近2カ年事業報告書、貸借対照表(NPO等の場合)	○	—

必要に応じて提出する書類

提出書類	紙	データ
補助対象外事業費内訳	○	○
事業計画補足資料(任意様式)	○	—
選定基準イ説明資料書 ※「10審査選定」の基準イで申請する場合	○	○

## 【補助対象経費 Q&A】

番号	経費区分	質問	回答
1	共通	交付対象経費に占める各経費の上限はありますか？	上限はありませんが、経費の計上が適切なものかどうか、事業実施主体において審査すべきと考えます。
2	設備費・改修費	設備費について、中古品（機械装置等）の購入も対象になりますか。	なります。
3	設備費・改修費	創業や事業拡大に伴い自動車、パソコン等（汎用性が高く、私的購入かどうか判別がつきにくいもの）が必要な場合、購入、リース及びレンタルの対象となるでしょうか。	車両やパソコンは汎用性が高く、私的購入かどうか判別がつきにくく、車両の場合はさらに個人・法人の資産形成につながる恐れがある、という理由から、原則として対象外になると考えております。ただし、事業実施主体において、事業の実施に必要不可欠なものであり、適正な支出であるとして判断されるのであればその限りではないと考えます。 なお、導入に当たって必要となる法定費用（自動車税、自動車重量税、自賠責保険料、リサイクル料金等）、諸費用・手数料（新規検査登録の手数料、車庫証明の取得費用等）等については補助対象とはなりません。
4	設備費・改修費	建築基準法における増築や改築に該当する場合、改修費として計上することは可能ですか。	計上することが可能です。ただし私的な資産形成につながる経費は計上できません。
5	設備費・改修費	既存建築物のある敷地に新たに建築物を建築する場合は、敷地単位では増築になるから改修費の対象となるか。	建築物単位で新築のとなるため対象外です。
6	設備費・改修費	防犯カメラの設置、警備サービスの契約等の防犯対策は対象となりますか。	それ自体がなくても雇用増に直接寄与する創業又は事業拡大に取り組むことが可能であることから対象とはなりません。
7	設備費・改修費	駐車場・駐輪場の整備や改修に係る経費は対象となりますか。	駐車場・駐輪場の設置や改修に係る経費は対象とはなりません。

番号	経費区分	質問	回答
8	設備費・改修費	本交付金により設置、購入した機械、装置、器具、備品その他の設備を改修する場合、改修費として計上することは可能ですか。	本交付金により設置、購入した機械、装置、器具、備品その他の設備の改修費は対象としていません。ただし、処分制限期間を経過した後であればこの限りではありません。
9	設備費・改修費	本交付金により改修した建物及び建物附属設備を再度改修することは可能ですか。	本交付金により改修した建物及び建物附属設備については同じ箇所を再度改修することは、補助対象となりません。 また、改修によって新築の扱いとなる場合は対象となりません。
10	設備費・改修費	従業員の住宅のための改修費を計上することは可能ですか。	特定有人国境離島地域における慢性的な住宅不足は雇用確保にも影響があり、また、地域から支援の要望もあることから、令和5年11月の制度拡充により、原則、特定有人国境離島地域外から来る方で新たに雇用する従業員のための住宅改修は補助対象経費として計上できるようになりました。
11	設備費・改修費	特定有人国境離島地域以外の地域から事務所を移転して事業拡大を行う場合に、その従業員の住宅整備のための改修の経費は、改修費として計上することは可能ですか。	可能ですが、代表者、役員及びその親族（三親等以内）が居住するものについては対象外となります。
12	設備費・改修費	電気、ガス、水道などの設備については、住宅改修費の対象となりますか。また、エアコン設置についてはどうですか。	電気設備、ガス設備、給排水設備、空調設備など、建物と構造上一体となって効用を高める設備は住宅改修費として整理できるため対象となります。一方で壁に穴をあけて取り付ける一般的な家庭用エアコンは、建物と構造上一体ではありませんので、対象外となります。
13	設備費・改修費	老朽化して使用できないアパートを、新たに雇用する従業員用の住宅として整備する場合は改修費の対象となりますか。	新たに雇用する従業員の居住の用に供する場合は、老朽化したアパートの改修費は対象となります。

番号	経費区分	質問	回答
14	減価償却費	減価償却費の算定方法について教えて下さい。	所得税法、法人税法及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に基づき算定してください。
15	減価償却費	中古資産について減価償却費を計上することは可能ですか。	計上することが可能です。上記財務省令に基づき算定してください。
16	広告宣伝費	販売促進のための商品の割引券の発行等に係る費用は対象となりますか。	商品やサービスの割引に係る補てん費は、対象となりません。
17	店舗等借入費	事業の用に供する土地の借地料を店舗等借入費として計上することは可能ですか。	店舗等借入費は、創業又は事業拡大のために新たに借り入れする場合の事務所・事業所の賃料、店舗のテナント料を対象としており、事業の用に供する土地の借地料を店舗等借入費として計上することはできません。
18	店舗等借入費	駐車場や駐輪場の賃借料は対象となりますか。	駐車場や駐輪場に係る賃借料は補助対象とはなりません。
19	人件費	事業拡大に伴う従業員の雇用について、事業拡大に伴って採用された従業員は、拡大部分の事業のみに従事するのではなく、他の業務と兼務することが考えられるが、その際の補助対象人件費の算定はどのように行えばよいか。	実施要領第5に「事業拡大のために従業員を雇用し、」と記載しているとおり、当該従業員は事業拡大に伴って雇用されたものと考えられます。このため、当該従業員は事業拡大に係る業務を行うものとして整理する必要があります。 なお、事業拡大に伴って雇用された従業員であっても、一般的に単なる「お手伝い」とみなされるような範囲であれば、一時的に他の業務を行うことは可能と考えます。
20	人件費	月額上限常勤40万円、非常勤25万円は、賞与ボーナスも含めた金額か。 また、諸手当(通勤手当、住居手当等)や社会保険料も含まれるのか。	給与には賞与を含みます。通勤手当をはじめとする各種手当については、雇用主が現に必要な経費として従業員に対して支払ったものについては対象になると考えます。 なお、雇用主が負担する社会保険料等の法定福利費、飲食・娯楽に当たる手当は対象としません。

番号	経費区分	質問	回答
21	人件費	対象外となる人件費はありますか（例：役員や個人事業主本人、個人事業主と生計を一にする三親等以内の親族）。	代表者・役員及びその親族（生計を一にする三親等以内）は対象となりません。
22	教育訓練経費	求職者の人材育成支援は交付対象経費となりますか。	対象となりません。雇用期間中にかかる教育訓練経費のみが対象となります。
23	教育訓練経費	雇用機会拡充事業の創業・事業拡大に係る業務以外の業務を行う新規雇用者に対する在職者訓練に係る経費は支援対象とならないでしょうか。	採択された事業の従業員の資格取得（離島で取得できないもの）・研修・講習受講にかかる経費（創業又は事業拡大に直接必要なものに限る。）が対象となります。
24	感染対策費	感染防止対策費は具体的にどのような経費が対象となりますか。	消毒費用（消毒作業の外注費、消毒液・アルコール液の購入費）、マスク費用（マスク・ゴーグル・フェイスシールド・ヘアネットの購入費）、清掃費用（清掃作業の外注費、手袋・ゴミ袋・石けん・洗浄剤・漂白剤の購入費）、飛沫対策費用（アクリル板・透明ビニールシート・防護スクリーン・フロアマーカの購入費・施工費）、その他衛生管理費用（クリーニング外注費、トイレ用ペーパータオル・使い捨てアメニティ用品の購入費、従業員指導等のための専門家活用費、体温計・コイントレー・携帯型アルコール検知器の購入費）、PR費用（ポスター・チラシの外注・印刷費（従業員又は顧客に感染防止を呼びかけるものに限る））等が対象となります。
25	その他（総合）	看板はどの経費区分になるか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●移動可能な看板類…設備費、広告宣伝費</li> <li>●ビルや建物に付帯している看板類…改修費</li> <li>●会社の敷地の入り口に設置する埋め込み式の自立看板や道路沿いの敷地に立てるロードサインなど…補助対象外</li> </ul>

様式第 1 号（第 4 条関係）

令和 8 年 X 月 X 日

五島市長

申請者 住 所 ●●県◆◆市▲▲町 123  
株式会社 有人離島  
氏 名 代表取締役 離島有子 ㊟  
※本人自署の場合は押印不要

令和 8 年度雇用機会拡充支援事業計画採択申請書

令和 8 年度において雇用機会拡充支援事業を実施したいので、五島市雇用機会拡充支援事業補助金交付要綱第 4 条第 1 項の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 雇用機会拡充支援事業計画書（様式第 2 号）
- 2 雇用機会拡充支援事業収支予算書（様式第 3 号）
- 3 その他必要な書類

様式第2号

単年度事業	複数年度事業( 年間)
-------	-------------

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金／雇用機会拡充事業  
事業計画書(五島市)

記入日:令和 8年X月X日

## 1. 申請者概要(※1)

ふりがな 事業者名	ゆうじんりとう 株式会社 有人離島	区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 個人
ふりがな 代表者氏名	りとう ゆうこ 代表取締役 離島 有子	生年月日	<input type="checkbox"/> 大正 <input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 61年 5月 23日( 39歳)
所在地	〒XXX-XXXX ●●県◆◆市▲▲町 123	TEL	XXX-123-4567
		FAX	
担当者連絡先	(氏名) 海洋 一郎	(E-mail)	kaiyo@XXX.co.jp
	(TEL) XXX-123-4567	(FAX)	XXX-123-4568
現在行っている 事業の概要 (※2)	設立(創業):平成〇年△月、親から事業承継(平成□年◇月、法人化) 事業の概要: ●●県▲▲島にて、トマトを主とした野菜の有機栽培を行っている。		
資本金又は 出資金 (※2)	5,000 千円	事業者全体の雇用者数 (週 20 時間以上勤務する 雇用者数、役員を含む) (※2)	5 人
		うち、特定有人国境 離島地域全体に おける雇用者数	5 人
職歴 (※3)	年 月		
	年 月		
	年 月		
過去の申請の 有無	<input checked="" type="checkbox"/> 今回初めて雇用機会拡充事業に申請する		
	<input type="checkbox"/> 現在、雇用機会拡充事業を実施中である( 年度目)		
	<input type="checkbox"/> 過去に雇用機会拡充事業を実施したことがある(平成・令和 年度)		

(※1) 事業計画書提出時点の情報を記載してください。

(※2) 「2. 雇用機会拡充事業に係る事業概要」の「申請区分」が「創業」の場合等、事業計画書提出時に事業を行っていない場合は記載不要です。

(※3) 「2. 雇用機会拡充事業に係る事業概要」の「申請区分」が「事業拡大」の場合、記載不要です。

2. 雇用機会拡充事業に係る事業概要

<p>申請区分</p>	<p><input type="checkbox"/> 創業  <input checked="" type="checkbox"/> 事業拡大(設備投資を伴うもの)  <input type="checkbox"/> 事業拡大(設備投資を伴わないもの)  <input type="checkbox"/> 特定有人国境離島地域外の創業</p>	
<p>事業計画期間 (※1)</p>	<p>(事業開始日) <b>令和8年10月1日</b> ~ (事業終了日) <b>令和9年3月20日</b></p>	
<p>雇用創出人数 (※2)</p>	<p>事業計画期間内に、新たに雇用する予定の人数 (週 20 時間以上勤務する雇用者数で、役員を含む)</p>	<p><b>3</b> 人</p>
<p>該当する 選定基準 (※3)</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> ア 島外の需要を取り込み、島内の経済に貢献する事業である          離島地域であることによって生じている需要と整合させてください  <input type="checkbox"/> イ 不可欠な商品又はサービスの提供を受けることに関する条件不利性を改善する事業である  <input type="checkbox"/> ウ 特定有人国境離島地域以外の地域から事業所を移転して行う事業、特定有人国境離島地域以外の地域から移住して創業する事業など、島への転入者数の増加に直接的に効果があることが明確な事業である  <input type="checkbox"/> エ 島外から人材を一元的に募集・確保して島内で不足する働き手として活用したり、業種ごとの繁閑期に応じてマルチワーカーとして働くことができる環境を創出したりする等、島内に働き手を呼び込み、又は安定的な雇用を創出する効果がある  <input type="checkbox"/> オ 宿泊施設や飲食店等において、施設の多言語対応や無料公衆無線 LAN (Wi-Fi) 整備、外国人向けメニュー開発を行うなど、訪日外国人旅行者の受け入れ環境整備を伴う事業である</p>	
<p>事業概要 (※4)</p>	<p><b>1. 既存事業の概要(※申請区分が「創業」の場合は記入不要です。)</b>          平成〇年△月に●●県▲▲島において家業の農家を継ぎ、有機栽培にこだわった農業を営んでいる。平成□年◇月に株式会社化した。主にトマトを主軸に季節の野菜を育てており、育てた野菜は、島内向けの販売だけでなく、島のブランド品としてJA等を通じて島外にも幅広く販売している。また、一部の野菜は島内で加工を行っている事業者へ依頼し、ジュースやピクルスなどに加工され、土産物として販売されている。</p> <p><b>2. 新たに拡大する事業の概要</b></p> <p><b>事業名</b>          トマトをパスタソース等に加工し、島外の物産展やオンラインで販売する事業</p> <p><b>事業所の場所</b>          ・離島名: ▲▲島          ・所在地: ●●県 * * 市▲▲町 456</p>	

**事業概要等**

※次の  のポイント等に留意して、記入してください。

※記載欄が足りない場合は適宜、行数・ページ数を追加してください。

**(1) 事業概要**

○事業（創業または事業拡大）の概要について記入してください。

・誰に対して、どのような商品、サービス等を、どこで、どのような方法で提供し、収益を得る事業なのか、商品・サービスの特徴（競合他社との差別化、セールスポイント）や自社の強み（独自のノウハウや技術、経験）などを踏まえて記入してください。

・事業実施にあたって必要となる各種許認可、資格等があればその旨記入してください。（既に取得している、または今後取得予定のもの）

※専門用語については、一般化して文言を変更したり、注釈を入れたりして説明すること。

**(2) 背景・動機**

○事業実施に至るまでの背景、経営理念等について記入してください。

・当該事業を始めたい理由や背景（地域課題や社会的ニーズなど）、また、当該事業を通して何を実現したいのかを記入してください。

**(3) 事業性**

○必要な売上・収益を確保し、継続していける事業であるかどうか、次のような内容を分かりやすく記入してください。

・ターゲットとする顧客や市場は明確か。（市場調査の状況…対象となる市場や顧客にはどのようなニーズがあり、今回の商品やサービスがいかにニーズにマッチしているかを説明）

・販売先等の事業パートナーが明確か。（商品やサービスの販売先等について説明）

・当該事業初年度（1年目）の売上予測。（根拠となる数値[単価、人数等]を説明）

※統計データ、調査データなど具体的な数値を使って説明すること

**(4) 成長性**

○ターゲットとなる市場が拡大していく可能性があるか。また、今後、当該事業をどのように伸ばしていくのか、具体的な取組（事業プラン）について記入してください。

	<p><b>(5) 継続性</b></p> <p>○補助金による経費負担がなくなっても、当該事業において収益、必要な人員を確保し、自立継続的に運営していくための取組(事業プラン)について、次のような内容を踏まえて記入してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現状で想定できるリスクの洗い出し、対応策など。</li> <li>・当該事業2年目、3年目の売上げ予測。(根拠となる数値[単価、人数等]を説明)</li> <li>・どのようにして必要な人材を確保するのか。(人材確保対策[UIターン者の活用等]、人材確保の目途等を説明) など</li> </ul> <p><b>(6) 事業効果</b></p> <p>○当該事業を実施することにより、期待される効果(当該事業による地域課題の解決、地域経済の拡大、雇用創出効果など)について記入してください。</p>
事業内容と都道県計画との整合性、基本方針との関連性	<p>長崎県計画の「民間事業者の創業・事業拡大等の促進」における、<u>地域資源を生かした島外需要の取り込みに該当する。</u></p> <p style="text-align: center;">県計画に該当する内容を記載してください。</p>

(※1) 交付決定予定日から実績報告書提出予定日までの日付を記入してください。複数年度事業(年度を跨ぐものを含む)の場合、事業開始日は初年度の交付決定予定日を、事業終了日は最終年度の実績報告書提出予定日を記入してください。

(※2) 申請区分が「創業」の場合で代表者が離島地域に居住する場合、代表者を人数に含めてください。

(※3) 最も合致する基準項目を一つ選択してください。

(※4) 申請区分が「事業拡大」の場合、既存事業と新たに拡大する事業の内容をそれぞれ明確に記入してください。

## 3. 当該年度に係る交付対象経費明細(※1)

費目	交付対象経費(単位:円)		経費の内訳
	(消費税込)	(消費税抜)	
(1) 設備費、システム費又はこれに係る減価償却費	10,158,000	9,234,545	作業台、シンク、搾汁機、真空包装機、大型冷蔵庫等
(2) 改修費又はこれに係る減価償却費	3,300,000	3,000,000	加工場改修(排水整備等)
(3) 広告宣伝費	605,000	550,000	パッケージデザイン、展示会・商談会 出展費用、ホームページ制作
(4) 店舗等借入費	528,000	480,000	加工場家賃(80,000円/月)×6月
(5) 人件費(※2)	3,576,000	3,576,000	常勤雇用 25万円/月×6月×2人 パート 1200円/時×80H×6月×1人
(6) 研究開発費	660,000	600,000	新商品開発費
(7) 市外からの事業所・雇用従業員の移転費			<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象経費のみ記載してください。</li> <li>・様式第3号 収支予算書と整合させてください。</li> <li>・経費の内訳を記載してください。</li> </ul>
(8) 従業員の教育訓練経費			
(9) 感染防止対策費			
合計	18,827,000	17,440,545	

(※1) 当該会計年度の経費を記入してください。複数年度事業(年度を跨ぐものを含む)の場合、事業計画期間における全ての経費を会計年度ごとに作成することとし、次年度以降の交付対象経費については「7. 事業計画期間に係る経費」に記入してください。

(※2) 人件費の内訳は、「常勤雇用」「非常勤雇用」「パート・アルバイト」のいずれにあたるのかを明確にした上で積算金額(単価、人数、月数(日数)等)を記入してください。

4-1 は、すべて消費税込みの金額で記載すること。

【記載例】

4-1. 事業計画に係る資金計画(令和8年10月～令和9年3月)

事業に必要な資金		金額(千円)	資金調達の方法	金額(千円)
設備資金	中古建物(加工場)	4,400	(1) 自己資金	1,827
	作業台、シンク	1,358		
	搾汁機、真空包装機、	3,300	(2) 金融機関からの借入①	5,000
	大型冷蔵庫	1,100		
	加工場改修(排水設備等)	3,300	(3) その他(親族からの借入、本 交付金以外の補助金等)	0
<p>事業拡大の場合は、既存事業と切り分けて記載してください。 様式第3号 収支予算書と整合させてください。</p>			(4) 本交付金(補助金)	12,000
			<補助金交付までの手当>	
			自己資金	4,000
			金融機関からの借入②	8,000
			その他(親族からの借入等)	
(小計)		13,458		
運転資金	広告宣伝費	605		
	加工場賃料	528		
	人件費	3,576		
	試作品開発	660		
(小計)		5,273		
合計		18,827	合計	18,827

(※) 事業開始予定日から一年間程度の資金計画を記入してください。

(※) 「事業に必要な資金」の合計額と「資金調達の方法」の合計額が一致するように記入してください。

(※) 資金調達の方法に「金融機関からの借入」がある(予定している)場合、次頁「4-2. 金融機関からの借入金の調達状況」の該当する箇所にチェック(✓)してください。

(※) 本事業実施にあたり、本交付金以外の補助金(国、都道府県、市町村)の支給を受ける(予定)／受けている場合、「4-3. 他の補助金等の利用状況」を記入してください。

## 4-2. 金融機関からの借入金の調達状況

## ■上記「(2) 金融機関からの借入①」に係る資金【金額：5,000 千円】

✓	金融機関からの借入金に係る調達状況等
	既に調達済み(本事業の採択を前提に融資の確約を得ている場合を含む) 金融機関名:
✓	未調達(以下①～③の中から具体的な状況に✓をつけてください)
✓	① 本事業計画期間中に調達できる見込み(既に金融機関に相談しており、具体的に調達のめどが立っている) 金融機関名: <b>日本政策金融公庫</b>
	② 本事業計画期間中に調達できる見込み(既に金融機関に相談しているが、まだ調達の目途は立っていない) 金融機関名:
	③ 将来的に調達する見込み(未だ金融機関に相談していない)
	特定有人国境離島地域事業活動支援助利子補給金を申し込む(予定)

## ■上記「(4) 本交付金(補助金)」の「金融機関からの借入②」に係る資金【金額：8,000 千円】

✓	金融機関からの借入金に係る調達状況等
	既に調達済み(本事業の採択を前提に融資の確約を得ている場合を含む) 金融機関名:
✓	未調達(以下①～③の中から具体的な状況に✓をつけてください)
	① 本事業計画期間中に調達できる見込み(既に金融機関に相談しており、具体的に調達のめどが立っている) 金融機関名:
✓	② 本事業計画期間中に調達できる見込み(既に金融機関に相談しているが、まだ調達の目途は立っていない) 金融機関名: <b>●●銀行</b>
	③ 将来的に調達する見込み(未だ金融機関に相談していない)
✓	特定有人国境離島地域事業活動支援助利子補給金を申し込む(予定)

(※)複数金融機関、あるいは同一金融機関から複数回融資を受ける場合は、それぞれの状況がわかるように記入してください。合計金額が「4. 事業計画に係る資金計画」の「金融機関からの借入」金額と一致するように記入してください。

## 4-3. 本事業に係る他の補助金等の利用状況

国の補助金等<1>	補助金の名称	
	補助率	
	補助金額	千円
	交付決定日	年 月 日
国の補助金等<2>	補助金の名称	
	補助率	
	補助金額	千円
	交付決定日	年 月 日
都道府県・市町村の 補助金等<1>	補助金の名称	
	補助率	
	補助金額	千円
	交付決定日	年 月 日
都道府県・市町村の 補助金等<2>	補助金の名称	
	補助率	
	補助金額	千円
	交付決定日	年 月 日

## 5. 事業スケジュール

具体的な事業内容	
1年目	<p>令和8年度</p> <p>10月 加工場改修、ホームページ制作</p> <p>10月 <u>3名雇用(常用2名、パート1名)、新規雇用者への実務研修開始</u></p> <p>12月 加工開始</p> <p>1月 販売開始</p> <p>2月以降 新商品開発開始、展示会・商談会等へ出展</p>
2年目	<p>令和9年度</p> <p>既存商品の増産</p> <p>展示会・商談会等のイベントに出展(臨時雇用1名)</p> <p>新商品販売開始</p>
3年目	<p>令和10年度</p> <p>耕作面積拡大、商品の増産</p> <p><u>加工場に(常用)1名雇用</u></p> <p>展示会・商談会等のイベントに出展</p> <p>オンライン広告宣伝・販売を強化</p>
4年目	
5年目	

(※)1年目は交付決定日から1年間程度の事業内容を記載してください(2年目以降も同様)。

(※)本交付金の事業計画期間が1年間であっても3年間の計画を策定してください。

事業計画期間が3年を超える申請の場合は5年間の計画を策定してください。

6. 業績評価指標及び雇用達成計画

業績評価 指標	事業実施にあたり、以下のいずれかの業績評価指標を設定(✓)してください。	
		① 付加価値額(営業利益、人件費、減価償却費の合計額)
		② 経常利益

✓ ③ 売上高

事業者の整理がしやすい月で区切って構いません。(決算月、自治体の会計年度等)

(単位:千円)

業績評価指標 達成計画 (※)	直近年度	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	6年度目
	R7年1月~ R7年12月期	R8年1月~ R8年12月期	R9年1月~ R9年12月期	R10年1月~ R10年12月期	年月~ 年月期	年月~ 年月期	年月~ 年月期
① 付加価値額 (営業利益)							
(人件費)							
(減価償却費)							
② 経常利益							
③ 売上高	3,000	5,000	13,000	15,000			

③事業拡大の場合

[例1] 本土の事業所が事業拡大により、五島市に営業所を設置する場合  
⇒五島市の営業所における数値を記載。本土分を含めない。  
直近年度は、本土の事業所(既存事業)の数値を記載。

[例2] 五島市の事業所が新事業(新分野)に進出する場合  
⇒新事業分の数値を記載。既存事業分を含めない。  
直近年度は、既存の事業分の数値を記載。

[例3] 五島市の事業所が規模・能力拡大を行う場合  
⇒既存事業分を含めた数値(会社全体)を記載。  
直近年度は、既存事業分の数値を記載。

(※)上記「業績評価指標」で設定した指標(①~③のいずれか)について、数値目標を記入してください。なお、指標は補助金収入を除いた金額としてください。

自治体の会計年度(4月~翌3月)で記載してください。

雇用達成 計画	直近年度	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	6年度目
	R7年4月~ R8年3月末	R8年4月~ R9年3月末	R9年4月~ R10年3月末	R10年4月~ R11年3月末	R年月~ R年月末	R年月~ R年月末	R年月~ R年月末
特定有人国 境離島地域 全体におけ る雇用者数	5人	8人	8人	8人		人	人
うち、雇用 機会拡充 事業にお ける雇用 者数	0人	3人	3人	3人	人	人	人

「2. 事業概要」の雇用創出人数と整合させてください。

雇用拡充事業の申請が初めてであれば、0人になります。

P1「1. 申請者概要」の「うち、特定有人国境離島地域全体における雇用者数」と一致すること

## 7. 事業計画期間に係る経費(複数年度にわたる事業計画のみ)

(単位:千円)

	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	6年度目
設備費又は これに係る 減価償却費	(内訳)	(内訳)	(内訳)	(内訳)	(内訳)	(内訳)
(小計)						
改修費又は これに係る 減価償却費	(内訳)	(内訳)	(内訳)	(内訳)	(内訳)	(内訳)
(小計)						
その他						
合計						

## 従業員の区分について

従業員とは、現在、当該事業所に所属して働いている全ての人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所へ派遣している人も含まれる。一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社などの別経営の事業所から派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業員とする。

### □個人業主

個人経営の事業所で、実際にその事業所を経営している人をいう。

### □無給の家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいう。家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含める。

### □有給役員

有給役員とは、法人、団体の役員（常勤、非常勤は問わない。）で、給与を受けている人をいう。重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含める。

### □常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいう。期間を定めずに雇用されている人もしくは1か月を超える期間を定めて雇用されている人をいう。

○正社員・正職員：常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員などと呼ばれている人をいう。

○正社員・正職員以外：常用雇用者のうち、一般に正社員、正職員などと呼ばれている人以外で、嘱託、パートタイマー、アルバイト又はそれに近い名称で呼ばれている人をいう。

### □臨時雇用者

1か月以内の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

### □派遣従業者（別経営の事業所への派遣従業者）

いわゆる労働者派遣法にいう派遣労働者のほかに、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。

様式第3号（第4条、第8条、第11条関係）

雇用機会拡充支援事業収支予算書（精算書）

（収入の部）

（単位：円）

項目	予算額 （本年度精算額）	（本年度予算額）	増減	内訳
自己資金	3,336,567			
金融機関からの借入金				<p>○補助金を活用して実施する事業（創業・事業拡大）に係る令和8年10月1日から令和9年3月20日の収入と支出の計画を記載してください。                  ○消費税課税事業者は税抜で作成してください。                  ○様式第2号「3. 当該年度に係る交付対象経費明細」と整合させてください。                  ○事業拡大の場合は、既存事業と切り分けて、拡大する事業のみで作成してください。</p>
親族からの借入金				
本事業の売上金				
市補助金	12,000,000			
その他				
収入計	15,336,567			

（支出の部）

（単位：円）

項目	予算額 （本年度精算額）	（本年度予算額）	増減	内訳
補助対象事業費	設備費、システム費又はこれに係る減価償却費	9,234,545		作業台、シンク、搾汁機、真空包装機、大型冷蔵庫等
	改修費又はこれに係る減価償却費	3,000,000		加工場改修（排水整備等）
	広告宣伝費	550,000		パッケージデザイン、展示会・商談会出展費用、ホームページ制作
	店舗等借入費	480,000		加工場家賃（80,000円/月）×6月
	人件費	3,576,000		常勤雇用 25万円/月×6月×2人 パート1200円/時×80H×6月×1人
	研究開発費	600,000		新商品開発費
	市外からの事業所・雇用従業員の移転費			<p>○予算額は「税抜」で記載してください。                  また、事業計画書の当該年度に係る交付対象経費明細と整合性を取ってください。                  ○内訳は必ず記載してください。</p>
	従業員の教育訓練経費 感染防止対策費			
補助対象事業費計 …①	17,440,545			
補助対象外経費				
支出計	17,440,545			

〈市補助金申請額〉

（単位：円）

上記補助対象事業費計 …①	①と補助対象事業費上限額とを比較していずれか少ない額…②	市補助金申請額（②×3/4） ※1,000円未満の端数は、切捨て
17,440,545	16,000,000	12,000,000

備考 補助対象事業費の上限額（創業の場合は600万円、事業拡大（設備投資を伴うもの）は1,600万円、事業拡大（その他）は1,200万円）

追加様式

※様式第3号における補助対象外事業費の支出内訳記載用(必要に応じて提出ください。)

## 補助対象外事業費内訳

(単位:円)

	項 目	金 額	支 出 内 訳
施設整備費	建設費		
	設備費		
	改修費		
	小 計		
運 営 費	仕入		
	租税公課		
	荷造運賃		
	水道光熱費		
	旅費交通費		
	通信費		
	広告宣伝費		
	接待交際費		
	損害保険料		
	修繕費		
	消耗品費		
	福利厚生費		
	給与賃金		
	利子割引料		
	地代家賃		
	外注工費		
	研修費		
	給与賃金		
	減価償却費		
	雑費		
小 計			
合 計			

「合計」は様式3号の「補助対象外経費」と整合させること

# 雇用予定者調査書

事業所名	株式会社 有人離島
代表者名	離島 有子
既存従業員数	5人 (うち個人業主: 1人、無給の家族従業員: 1人、有給役員: 1人、正社員: 2人、契約社員: 1人、アルバイト: 1人、派遣従業員: 1人)
既存業種	農業
就業規則の有無	無
賃金(給与)規定の有無	無
雇用保険適用事業所の適否	適
社会保険適用事業所の適否	適

【雇用(増加分)】

雇用者種別	創業者(個人) ※市民	創業者(法人) ※代表者市民	家族雇用 ※同一生計	家族雇用 ※別生計	①		②		③		④		合計
					正規	非正規	正規	非正規	正規	非正規	正規	非正規	
増加雇用人数	1人	1人	0人	0人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	0人	0人	3人
うち雇用要件適用数	1人	1人	0人	0人	1人	1人	1人	1人	1人	1人	0人	0人	3人
雇用形態	創業者	創業者	家族雇用 ※3親等以内	家族雇用 ※3親等以内	正規	非正規	正規	非正規	正規	非正規	正規	非正規	正規 契約 パート等
賃金			円	円	1,500,000円	1,500,000円	1,500,000円	1,500,000円	576,000円	576,000円	0円	0円	3,576,000円
賃金の算出基礎					月額250,000円×6月	月額250,000円×6月	月額250,000円×6月	月額250,000円×6月	1,200円×4日×5日×4週×6月	1,200円×4日×5日×4週×6月			【時給×時間×月数×人数】を詳細に記載すること。
給与形態			月給・日給・時給	月給・日給・時給	月給	月給	月給	時給	時給	時給			月給・日給・時給
1日当たりの労働時間			時間	時間	8時間	8時間	8時間	4時間	4時間	4時間			時間
1週間当たりの勤務日数			日	日	5日	5日	5日	5日	5日	5日			日
時給換算(※最低1,031円)			円	円	1,453円	1,453円	1,453円	1,200円	1,200円	1,200円			【長崎県の最低賃金 1,031円以上であること。】
補助対象経費計上賃金 ※賃金のみ(社会保険料等除く)			円	円	1,500,000円	1,500,000円	1,500,000円	576,000円	576,000円	576,000円			3,576,000円
補助対象外賃金 ※賃金のみ(社会保険料等除く)			円	円	円	円	円	円	円	円			0円
雇用の有無					有	有	有	有	有	有			【雇用保険未加入理由】 ・事業主の同居の家族 ・労働時間が週20時間未満 ・農林水産業の個人事業所で5人未満の雇用事業者
未加入の理由													
保険料 ※事業者負担額					賃金×0.9%	賃金×0.9%	賃金×0.9%	賃金×0.9%	5,184円	5,184円			32,184円
加入の有無					有	有	有	有	無	無			【社会保険未加入理由】 ・個人事業者で従業員が5人未満 ・個人事業者で業種が農林水産業、サービス業、土業、宗教業である。 ・労働時間、日数が正社員の4分の3未満
未加入の理由									労働時間、日数が正社員の4分の3未満				
保険料 ※事業者負担額					賃金×15.2%	賃金×15.2%	賃金×15.2%	賃金×15.2%	228,000円	228,000円			56,000円
加入の有無					有	有	有	有	有	有			【「有」、「無」で記載すること。】
未加入の理由									有の場合 (R8年10月～)	有の場合 (R8年10月～)			
保険料 ※事業者負担額													
雇用の目的													

事業実施予定地の位置図 (記載例)

<p><b>【事業実施予定地住所】</b>                  〒853-8501                  長崎県五島市福江町1番1号</p>	<p><b>【予定地の確保状況】</b> ※いずれかに✓  <input checked="" type="checkbox"/>確保済(契約済)    <input type="checkbox"/>確保見込あり  <input type="checkbox"/>確保済(自己所有)    <input type="checkbox"/>未定</p>
<p><b>【周辺位置図】</b></p>	
<p><b>【詳細位置図又は平面図・写真等】</b></p>	

暴力団等排除に関する誓約書

令和 8 年 月 日

(宛名) 五島市長

住所 (所在)

商号又は名称

代表者職氏名

印

(生年月日

年

月

日)

私は、下記の事項について誓約いたします。

なお、下記の事項に該当となった場合には、速やかに届け出るとともに、指名停止等（契約の解除、許可の取消及び補助金等の不交付を含む。）、市が行う一切の措置について、異議申し立てを行いません。

記

- 1 自己又は自己の法人その他の団体の役員等（別紙役員等名簿に記載）は、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - (2) 暴力団員（暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - (3) 暴力団員により経営に実質的に支配若しくは関与を受けている者
  - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者の損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
  - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
  - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 1 に掲げるものを下請契約等（受託契約及び間接補助事業交付決定を含む。）の相手方にしません。
- 3 下請契約等（受託契約及び間接補助事業交付決定を含む。）の相手方が 1 に掲げる者であることを知ったときは、当該下請契約等（受託契約及び間接補助事業交付決定を含む。）を解除（又は取消）します。



## 雇用機会拡充支援事業補助金の申請にかかる補足資料

様式第2号事業計画書において、「2. 雇用機会拡充事業に係る事業概要」の「該当する選定基準」を「イ 離島地域であることによって生じている島内の生活や産業にとって必要不可欠な商品又はサービスの提供を受けることに関する条件不利性を改善する事業であること」を選択して申請する場合について、以下の設問に対し説明をお願いいたします。

**設問①** 選定基準イ「離島地域であることによって生じている島内の生活や産業にとって必要不可欠な商品又はサービスの提供を受けることに関する条件不利性を改善する事業であること」に該当する理由をご説明ください。

**設問②** 採択できない基準「主に島内の顧客を対象にして商品又はサービスを提供する事業であって、島内の同業他社との差別化を図ることが難しい商品又はサービスに係る事業であって、その者のみを支援すると同業他社との競争関係を歪めかねないもの」に該当しない理由をご説明ください。

※本資料は審査選定の参考資料となりますので、予め承知おきください。